

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 重加
算税賦課決定処分等取消、消費税等の更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成23年1月25日棄却・不受理・確定

(第一審・名古屋地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●
年(〇〇)第●●号、平成20年10月30日判決、本資料258号-208・順号11066)

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年11月20日判決、本資料
259号-207・順号11320)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実
質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に
該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成23年1月25日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 大谷 剛彦

当事者目録

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	高木 修ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	江田 五月
同指定代理人	宇津木 克美